

## 108 短期入所生活介護費

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤減算	利用者数25人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護1人未満	
	利用者数26人以上60人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護2人未満	
	利用者数61人以上80人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護3人未満	
	利用者数81人以上100人以下	<input type="checkbox"/> 看護・介護4人未満	
	利用者数101人以上	<input type="checkbox"/> 看護・介護4+25 又は端数を増す 毎に1を加えた 数未満	
	ユニット型・・・2ユニットごとに1以上	<input type="checkbox"/> 満たさない	
定員超過減算		<input type="checkbox"/> 該当	
人員基準減算		<input type="checkbox"/> 該当	
ユニットケア減算	日中常時1名以上の介護又は看護職員の配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
	ユニットごとに常勤のユニットリーダーの配置	<input type="checkbox"/> 未配置	
共生型短期入所生活介護	共生型居宅サービスの事業を行う指定短期入所事業者が当該事業を行う事業所において共生型短期入所生活介護を行った場合	<input type="checkbox"/> 所定単位数の100分の92	
生活相談員配置等加算	共生型短期入所生活介護	<input type="checkbox"/> 実施	
	生活相談員の配置	<input type="checkbox"/> 1以上	
	地域に貢献する活動	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
生活機能向上連携加算	<p>指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）が、当該短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）と共同してアセスメント、利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画の作成を実施</p>	<input type="checkbox"/> 実施	
	<p>個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供</p>	<input type="checkbox"/> 実施	
	<p>機能訓練指導員等が理学療法士等と連携し、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月に1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を実施</p>	<input type="checkbox"/> 実施	
機能訓練指導員加算	<p>専ら職務に従事する常勤の機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。））を1人以上配置</p>	<input type="checkbox"/> 配置	
	<p>利用者数が100人超の場合、利用者の数を100で除した数以上配置</p>	<input type="checkbox"/> 配置	

点検項目	点検事項	点検結果	
個別機能訓練加算	専ら機能訓練指導員の職務に従事する機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。））を1名以上配置	<input type="checkbox"/> 配置	
	機能訓練指導員等が利用者の居宅を訪問した上で、機能訓練指導員その他の職種が共同して個別機能訓練計画を作成	<input type="checkbox"/> 3月ごとに実施	個別機能訓練計画書（参考様式） 居宅訪問チェックシート（参考様式）
	計画に基づく機能訓練の実施	<input type="checkbox"/> 実施	
看護体制加算（Ⅰ）	1 常勤の看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
看護体制加算（Ⅱ）	1 常勤換算で利用者の数が25又はその端数を増すごとに1人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	2 看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	3 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
看護体制加算（Ⅲ）イ	1 利用定員	<input type="checkbox"/> 29人以下	
	2 前年度又は前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上である者の占める割合	<input type="checkbox"/> 100分の70以上	
	3 常勤の看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
看護体制加算（Ⅲ）ロ	1 利用定員	<input type="checkbox"/> 30人以下50人以下	
	2 前年度又は前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上である者の占める割合	<input type="checkbox"/> 100分の70以上	
	3 常勤の看護師1名以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
看護体制加算（Ⅳ）イ	1 利用定員	<input type="checkbox"/> 29人以下	
	2 前年度又は前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上である者の占める割合	<input type="checkbox"/> 100分の70以上	
	3 常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	5 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
看護体制加算（Ⅳ）ロ	1 利用定員	<input type="checkbox"/> 30人以下50人以下	
	2 前年度又は前3月間の利用者の総数のうち、要介護3以上である者の占める割合	<input type="checkbox"/> 100分の70以上	
	3 常勤換算で利用者の数が2.5又はその端数を増すごとに1人以上配置	<input type="checkbox"/> 該当	
	4 看護職員による24時間の連絡体制の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	5 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
医療連携強化加算	看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者の急変の予測や早期発見のため、看護職員による定期的な巡視	<input type="checkbox"/> 実施	
	協力医療機関と連携との緊急時対応の取り決め	<input type="checkbox"/> 実施	
	急変時の医療提供の方針について、利用者から同意	<input type="checkbox"/> 実施	
夜勤職員配置加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）	<p>夜勤を行う看護職員又は介護職員を、必要となる（夜勤減算とならない）数に1を加えた数以上配置</p> <p>※ただし、以下①又は②のいずれかに適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。  ①利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数の100分の15以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施</p>	<input type="checkbox"/> 該当	

点検項目	点検事項	点検結果	
夜勤職員配置加算 (Ⅲ) 又は (Ⅳ)	夜勤時間帯を通じ、看護職員、介護福祉士、特定登録者、新特定登録者又は認定特定行為業務従事者のいずれかを1以上配置  ※ただし、以下①又は②のいずれかに適合している場合は、最低基準を0.9以上上回っている場合に算定する。 ①利用者の動向を検知できる見守り機器を利用者の数の100分の15以上設置、②見守り機器を安全かつ有効に活用するための委員会を設置し必要な検討を実施	<input type="checkbox"/> 該当	
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	利用者に「認知症の行動・心理状況」が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要と医師が判断し、介護支援専門員・受入事業所職員と連携し、利用者又は家族の同意を得て短期入所生活介護を開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	加算適用利用者が次を満たす 病院又は診療所に入院中の者、介護保険施設等に入院又は入所中の者、認知症対応型共同生活介護等を利用中の者が、直接、短期入所生活介護の利用を開始していない。	<input type="checkbox"/> 該当	
	医師が判断した日又はその次の日に利用開始	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用開始日から7日を限度として算定	<input type="checkbox"/> 該当	
	判断した医師が診療録等に症状、判断の内容等を記録 介護サービス計画書による記録	<input type="checkbox"/> 該当 <input type="checkbox"/> 該当	
若年性認知症利用者受 入加算	利用者ごとの個別担当者	<input type="checkbox"/> 該当	
	利用者に応じたサービスの提供	<input type="checkbox"/> 該当	
	認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない	<input type="checkbox"/> 該当	
送迎加算	利用者の心身の状態等が送迎を必要と認められる状態	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
緊急短期入所受入加算	居宅で介護をうけることができず、当該日に利用することが居宅サービス計画されていない。	<input type="checkbox"/> あり	
	介護支援専門員が緊急の必要性及び利用を認めている	<input type="checkbox"/> あり	
	利用理由・期間・対応などの事項を記録	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急利用者の居宅サービス計画の保存	<input type="checkbox"/> あり	
	緊急受入後の適切な介護のための介護支援専門員との連携	<input type="checkbox"/> あり	
	適切なアセスメントによる代替手段の確保	<input type="checkbox"/> あり	
	連続算定日数	<input type="checkbox"/> 7日以内（やむを得ない事情がある場合は14日以内）	
長期利用者減算	連続して30日を超えて同一の指定短期入所生活介護事業書に入所	<input type="checkbox"/> 該当	
療養食加算	管理栄養士又は栄養士による食事提供の管理の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	利用者の状況により適切な栄養量及び内容の食事提供を実施	<input type="checkbox"/> あり	
	定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
	疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事せんに基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、高脂血症食、痛風食及び特別な場合の検査食の提供	<input type="checkbox"/> あり	
	療養食の献立の作成の有無	<input type="checkbox"/> あり	療養食献立表
	加算の算定回数	<input type="checkbox"/> 1日につき3回まで	
在宅中重度者受入加算	利用者が利用していた訪問看護事業所による健康上の管理	<input type="checkbox"/> 実施	委託契約書
認知症専門ケア加算（I）	利用者に占める認知症の者の割合	<input type="checkbox"/> 2分の1以上	
	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者	<input type="checkbox"/> 対象者20人未満では1以上 対象者20人以上では当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 実施	

点検項目	点検事項	点検結果	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	利用者に占める認知症の者の割合	<input type="checkbox"/> 2分の1以上	
	認知症介護に係る専門的な研修を終了している者	<input type="checkbox"/> 対象者20人未満では1以上 対象者20人以上では当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上	
	従業者に対して認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催	<input type="checkbox"/> 実施	
	認知症介護の指導に係る専門的な研修を終了している者を1名以上配置し、施設全体の認知症ケアの指導等を実施	<input type="checkbox"/> 実施	
	介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い研修を実施（実施予定も含む）	<input type="checkbox"/> 実施	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/> 6割以上	
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ	1 介護職員のうち介護福祉士の数	<input type="checkbox"/> 5割以上	
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1 看護・介護職員のうち常勤職員	<input type="checkbox"/> 7割5分以上	
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1 直接処遇職員のうち勤続年数3年以上の職員	<input type="checkbox"/> 3割以上	
	2 定員、人員基準に適合	<input type="checkbox"/> あり	

点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)～(三)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書
	(三)介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設け、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付		
7 次の(一)、(二)のいずれにも適合	<input type="checkbox"/>		
(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		



点検項目	点検事項	点検結果	
介護職員処遇改善加算（Ⅲ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)のいずれかに適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
8 処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
介護職員処遇改善加算（Ⅳ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	
	7 次の(一)、(二)、(三)のいずれかに適合	<input type="checkbox"/>	
	(一)任用の際の職責又は職務内容等の要件を書面で作成し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	
(二)資質の向上の支援に関する計画の策定、研修の実施又は研修の機会を確保し、全ての介護職員に周知	<input type="checkbox"/> あり	研修計画書	
(三)処遇改善の内容（賃金改善を除く）及び処遇改善に要した費用を全ての職員に周知	<input type="checkbox"/> あり		
介護職員処遇改善加算（Ⅴ）	1 賃金改善に関する計画の策定、計画に基づく措置	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	2 改善計画書の作成、周知、届出	<input type="checkbox"/> あり	介護職員処遇改善計画書
	3 賃金改善の実施	<input type="checkbox"/> あり	
	4 処遇改善に関する実績の報告	<input type="checkbox"/> あり	実績報告書
	5 前12月間に法令違反し、罰金以上の刑	<input type="checkbox"/> なし	
	6 労働保険料の納付	<input type="checkbox"/> 適正に納付	